

審 査 基 準

令和 4 年 5 月 13 日 作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第 4 項
処 分 の 概 要：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して 1 年以上 で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の 指定に関する規則第 1 条第 5 項（指定の基準等）
審 査 基 準：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して 1 年以上 で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：30 日
申 請 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係 電話 0952-98-2220 内線 230
備 考：